（啓発チラシ）

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の規定の遵守をお願いいたします！

京都市内で旅館業（簡易宿所）を営業されている皆様へ

●旅館業施設における使用人等の駐在規定

施設に人を宿泊させている間，営業者や従業員（使用人等）を駐在させなければなりません。

駐在する場所は，玄関帳場の設置場所によって異なります。

・施設内に玄関帳場を設置する場合

→**施設内部**に駐在させてください。

・小規模宿泊施設であって施設外玄関帳場を設置する（※下記及び裏面参照）場合

→**施設外玄関帳場**又は**宿泊施設までおおむね１０分以内に到着することができる場所**（道のりでおおむね８００ｍ以内）に駐在させてください。

・京町家条例に規定する京町家であって，玄関帳場の設置が免除されている場合

→**宿泊施設までおおむね１０分以内に到着することができる場所**（道のりでおおむね８００ｍ 以内）に駐在させてください。

既存施設であっても，玄関帳場を施設外に設置すること（施設外玄関帳場）ができます。

現在，施設内に玄関帳場を設置している場合であっても，以下の**条件に適合し，必要な構造設備を設け，変更届を提出**することにより，施設外玄関帳場を設置することができます。

・条件

階数が３以下の一戸建て又は長屋建てで，宿泊者以外の者の共用に供する部分が存しない構造の簡易宿所営業の施設のうち，次の条件を満たすもの。

①客室数は１室

②施設のすべてを宿泊者の利用に供するもの

③１回の宿泊は，９人以下で構成される１組に限定

・構造設備（主なもの）

◎小規模宿泊施設

必要な構造設備：鍵，電話機，ビデオカメラ等

◎施設外玄関帳場

必要な構造設備：施設内玄関帳場と同等の設備＋モニター等

設　置　位　置：小規模宿泊施設までおおむね１０分以内に到着することができる場所（道のりでおおむね８００ｍ以内）

本市独自のルールや，変更届の様式に関しては下記ＵＲＬ等を御確認ください。

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000177773.html（京都市旅館業の手続について）

変更届の提出に当たっては，基準を御確認のうえ，医療衛生センター旅館業審査担当に事前に御相談ください。

（問合せ先）京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

旅館業審査担当（変更届の手続受付）　ＴＥＬ　０７５－７４６－７２０９

宿泊施設適正化担当（適正な運営の監視指導）　ＴＥＬ　０７５－５８５－５６５３

２ 簡易宿所営業

（１）玄関帳場を設ける場合

構造設備の主な基準

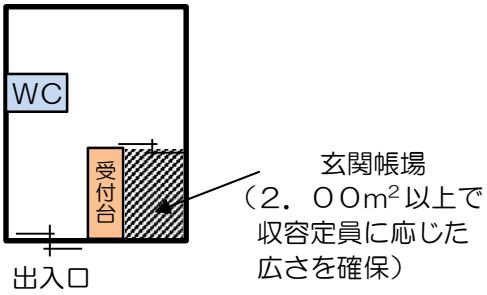

①客室利用者が必ず通過し、出入りを視認できる場所に玄関帳場を設置すること。
②玄関帳場には、受付に支障がない高さの受付台を設けること。
③施設内に使用人等が使用できる便所等を設けるよう努めること。

管理体制

- 営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、施設内部に駐在すること。
- 営業者は、施設内部で面接の方法により、宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しをすること。

（２）施設外玄関帳場を設ける場合

条件

- 小規模宿泊施設であって、次の構造設備の基準に適合するもの

構造設備の主な基準

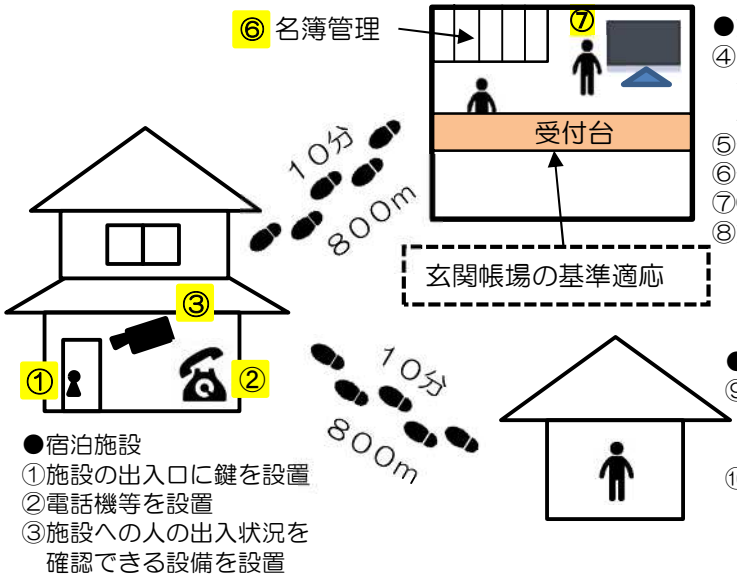

●施設外玄関帳場
④宿泊施設まで１０分以内に到着できる場所（道のりでおおむね 800m以内）に設けること。
⑤他の営業の用途、住戸と区画
⑥個人情報の取扱いに注意
⑦③による確認を常時行う。
⑧施設外玄関帳場の標示

●使用人等の駐在場所
⑨宿泊施設まで１０分以内に到着できる場所（道のりでおおむね 800m以内）であること。
⑩特別な構造設備は必要ないが、長時間の駐在が可能であること。

管理体制

- 営業者は、施設外玄関帳場内で面接の方法により、宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しをすること。
- 営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、施設外玄関帳場に駐在し、人の出入を常時確認すること。
- 営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、宿泊施設に１０分以内に到着できる場所（道のりでおおむね８００m以内）に駐在すること。
- 緊急対応を担当する使用人等が管理できる施設数は、１人当たり５施設までとする。
- 緊急対応を担当する使用人等が施設外玄関帳場に駐在する場合は、宿泊者の出入り確認等を行う別の担当者１名を駐在させること。

（３）京町家を活用する場合

条件

- 小規模宿泊施設であって、かつ、京町家条例に規定する京町家であるもの

構造設備の主な基準

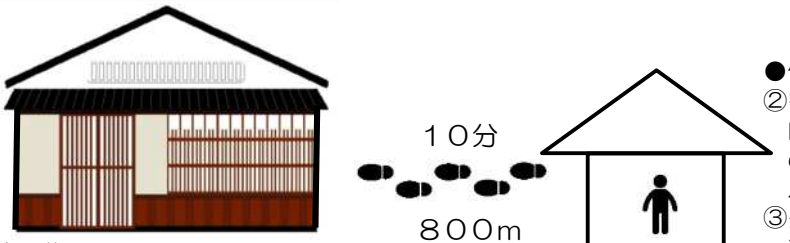

●宿泊施設
①施設への人の出入りの状況を確認することができる措置を講じること。

●使用人等の駐在場所
②宿泊施設まで１０分以内に到着できる場所(道のりでおおむね 800m以内）であること。
③長時間の駐在が可能であること。

管理体制

- 営業者は、施設内で面接の方法により、宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しをすること。
- 営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、宿泊施設に１０分以内に到着できる場所（道のりでおおむね８００m以内）に駐在すること。
- 緊急対応を担当する使用人等が管理できる施設数は、１人当たり５施設までとする。